

岡山地域労働組合ニュース

第90号、10年3月4日

《連絡先》岡山市春日町5-6、Tel086-221-0133

一人親家庭の正規社員を 解雇して、 パート従業員を採用 — 仮処分を申立たたかう —

昨年末、県外に本社がある中古住宅販売会社に勤める女性の事務員2人に解雇通告が出されました。組合に加入して、団体交渉を申入れ交渉をおこないました。

会社は、経営が悪くなり正規事務員をパート事務員に切り替えるとの説明をし、既に職安に採用募集をしていました。

組合は、整理解雇であるなら、経営資料の提示と説明、希望退職などの解雇回避の努力、人選の基準などの説明を求めましたが、会社はそれに答えず年末の解雇を強行しました。

解雇された2人は、一人親家庭で子どもが大学在学や進学を目前しています。

組合は、団交議事録を確認し、それらも用いて2人の地位保全仮処分を申し立てました。1回目だけの審尋がありました。会社は営業職にかわるなら戻してもいいなどと矛盾した案をだしてきました。審尋が終わり、決定を待つ状況となっています。



メンタルヘルスの 職場復帰プラン 請求中に突如解雇

県内にある自動車関連会社が、経営難を理由に180人中130人に希望退職・出向を組合と合意して強行されました。

以前から家庭の事情も考慮されずに出向を強要されうつ状態になっていた労働者が希望退職に応じませんでした。会社は、この労働者に再度出向命令を出しました。

この労働者は地域労組に加入して、別の病院を受診して、要休職療養との診断を受けました。組合と本人は、休職の条件などを確認して休職療養を始めました。その後、職場復帰可能の診断を受けて、会社に職場復帰支援プランの実施を求めました。会社は、産業医から主治医への情報提供を求め、産業医の面談を行いました。

その2カ月後会社は、これらの経過を何ら説明することなく、突如解雇理由も示さず解雇通告をしてきました。

組合は、不当解雇として、解雇理由の説明、職場復帰支援プランの実施経過などの説明を求めて団体交渉を申し入れました。

派遣切り労働者の賃金請求 労働審判で解決

県内の自動車関連会社へ派遣されていた労働者が、契約期間途中で解雇された。期間途中で解雇されたが、団体交渉をしましたが、派遣会社は、派遣先の契約期間切れで、他の仕事も紹介できないとしていました。契約残期間の賃金請求を労働審判に申立、2回目の審判で解決しました。また、派遣元に常用雇用されて、特定派遣されていた労働者が、派遣契約解除で解決しました。